

2023年度事業報告（要旨）

1) 技能実習事業

当財団の技能実習事業について、2023年度の技能実習1号の受け入れ数は前年度実績を下回りました。また、財団が監理している実習生は、コロナ禍前の2019年の実績を依然として下回っています。

実習生の受入れにあたっては、中国やベトナムに続く新たな送り出し国としてインドネシア及びミャンマーから実習生の受け入れを開始し、さらにネパールの送り出し機関とも実習生の受け入れに関する契約書を締結しました。加えて新規移行職種（パン製造・自動車整備）の開拓や、送り出し機関からの紹介などにより新規企業を開発することができました。

一方、当財団内の会議として全国監査会議を集合形式で開催し、機構の指摘事項等を共有するとともに監査に関する指導を徹底し、監理団体として技能実習法にもとづき監査を行っていくことを改めて確認しました。

2) 特定技能支援事業

当財団の特定技能支援事業では、会員企業の実習生を対象に特定技能1号への資格変更を積極的に進めるとともに、国内外の特定技能候補者を会員企業や新規企業に紹介し、事業の拡大を図ってきました。その結果、特定技能1号の支援数は、前年から約160名あまり増加しました。

一方、特定技能外国人は、転職が認められていることから就労後に短期間で転職する事例があり、受け入れ企業の要望をふまえ送り出し機関に追加募集を要請するなど機敏に対応してきました。

3) 日本語教育推進事業

中国における日本語教育推進事業について、当財団は中国国際人材交流協会（以下、中国交流協会）との契約期間が失効したことから改定作業にあたってきました。その結果、中国交流協会との間で協議書と付属文書の内容について合意に達したことから、有効期限を5年間とする協議書を締結しました。

また、中国交流協会と2回目となる「スキルアップオンライン研修会」を開催しました。今回のオンライン研修会も関係者の評価が高かったことから、中国交流協会と2024年度の開催を確認しました。

一方、中国大学等への日本語教師派遣事業については、日中両組織を取り巻く環境変化などにより教師派遣が困難な状況となり、2019年度から教師派遣を中止してきました。このため、財団が本

年3月に事前調整のため派遣した訪中団と中国交流協会との業務会談においては、教師派遣に関する事業整理と新たな分野での事業協力に関してコンセンサスを得ることができたことから、日本語教師派遣の事業整理の準備と新規事業の協議を始めることにしました。

また、技能実習生の本邦外講習のための日本語教育について、今後は、技能実習制度に代わる育成就労制度において就労前の日本語教育が重視されることから、当財団と契約している送り出し機関や関係日本語研修所の意向をふまえ教師派遣やリモート授業の実施を検討していくことにしました。

4) 実習生等の日本語教育の推進

当財団は「HRsDアジア財団ニュース」を通じて実習生のための日本語学習をシリーズ化するとともに、技能実習生や特定技能外国人を対象に日本語学習を奨励するため「日本語検定試験」合格者に報奨金を支給し、また、実習生を対象に「日本語作文コンクール」の入賞者に独自に賞品提供をしてきました。

一方で、外部の日本語支援システムを活用し、2023年8月から10月までの3ヵ月間、日本語教育支援のトライアルを実施しました。

実施状況については、対象者の「eラーニング」視聴率が低迷するなど課題を残したので、今後は、財団と契約企業、選抜企業の役割分担を明確にする中で事前説明や開始後のフォローアップを徹底していくことにしました。

5) 新規事業

当財団のパートナー組織である職工中心およびサービスセンターとの新規事業は、WEB会議で新たなステージでの事業化について両組織と確認をしましたが、コロナ禍で「事業調整協議団」の招へいが中断していたことから、財団は2024年3月に訪中団を派遣しました。

6) 第2次組織と事業の在り方に関するプロジェクトチームの取り組み

財団の第2次在り方PTでは、技能実習制度及び特定技能制度の見直しに関する関連法案が国会に提出されたものの新設される育成就労制度の詳細は政省令や運営要領等の整備後になることから、公益法人改革関連法案を含め、これらの動向を注視しながら財団の組織や事業の見直しを進めることにしました。

以上